



第3章 基本計画

基本計画について

1 計画の構成

基本計画は、第2章「基本構想」に定めた7つの「まちづくりの目標 ～主要施策～」について、基本方針と成果指標、個別の施策を体系的に示したものです。

2 計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度まで5年間です。

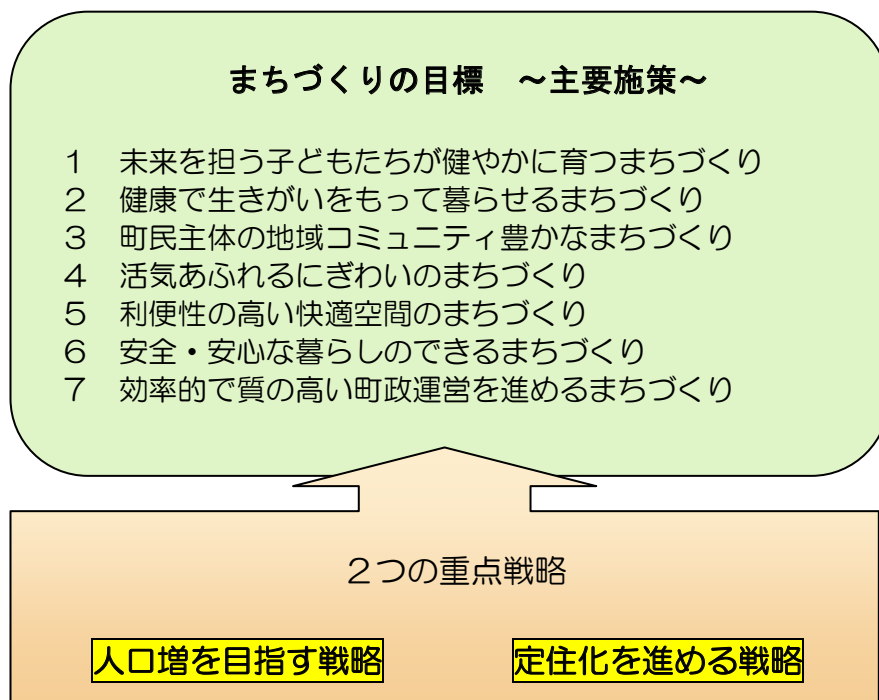
計画の構成と期間

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
基本構想	← 10カ年 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				

3 7つのまちづくりの目標と2つの重点戦略

町の将来像や将来人口の実現を図るため、基本構想に掲げた7つの「まちづくりの目標 ～主要施策～」に基づく施策項目ごとの取組みを総合的に推進します。

併せて、今後人口減少社会を迎える中で、基本計画5年間のまちづくりにおいて、重点的に取り組む「2つの重点戦略」を位置づけます。



人口増を目指す戦略

《にぎわい・活気》

(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿として、雇用の場を創出する産業集積を進め、企業誘致を図ります。

- ★新市街地の土地利用 ★企業誘致の推進 ★雇用機会の拡充

定住化を進める戦略

《健康・生きがい・自立》

子どもから高齢者まで、すべての町民が健康な暮らしを送ることができる取組みを推進します。

また、安心して子どもを産み、育てることができるよう、多様な保育サービスの提供や、出産・育児における精神的・経済的負担の軽減に努めるとともに、高齢者や障がいのある方が、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

- ★健康づくりの推進 ★子育て支援の充実 ★高齢者福祉の充実
★障がい福祉の充実

《安全・安心》

大規模な災害に備え、地域防災力の向上、災害要援護者の支援など、防災体制の強化を図ります。

また、交通安全対策や防犯体制の強化を図り、すべての町民の日常生活での安全・安心の確保に努めます。

- ★災害対策の強化 ★交通安全の向上 ★防犯体制の充実

《コミュニティ》

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、「地域社会の絆」の重要性を再認識させ、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められています。

こうしたことから、地域でのコミュニティの活性化を図ります。

- ★地域コミュニティの活性化

基本計画の見方

《町の現況と課題》

大項目ごとに、関連する社会情勢や国・県の動向などを記載しています。

また、これらの現状を踏まえ、社会一般的にどうあるべきかを示しています。これは、行政だけでなく町民も含めた地域での目線での課題でもあります。

《基本方針》

計画の基本的な方針は、今後の課題に対して、どのような方針で対応していくかを示しています。

これは、行政としてどのような施策を展開するかに直結しています。

《施策の成果指標》

めざすべき町のあり方について、成果指標を設定し、具体的数値目標の達成をめざします。

《基本計画》

基本構想に示している将来的な町のビジョンを具現化するための施策を列記しています。個別の事業を計画するうえでの指針となるものです。

《用語解説》

文中で「※」がついている用語について、項目ごとに用語解説を掲載しています。なお、「第4章 資料」にも、用語集として一括して掲載しています。